専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和3年10月25日提出

長岡京市長 中小路 健 吾

損害賠償の額の決定について

交通事故による損害賠償の額を次のとおり決定する。

令和3年9月16日専決

長岡京市長 中小路 健 吾

1 相 手 方

長岡京市八条が丘1丁目在住の女性

2 事故の概要

令和3年7月8日午後0時34分頃、公用車が長岡京市開田4丁目付近の 市管理道路を東に向かって進行中、店舗駐車場出口から出てきた軽自動車と 出合い頭で衝突したものである。

軽自動車の左前方と公用車の左後方が衝突し、それぞれが破損。なお、怪 我をした者はなかった。

3 損害賠償の額

47,425円

ただし、本市の損害賠償額47,425円(相手側損害額474,254円×10%)、相手方の損害賠償額104,400円(本市側損害額116,000円×90%)、本市と相手方の賠償額を相殺し、相手方が本市に56,975円を支払う。